

みやざき

《今月の主な記事》

日本年金機構からのお知らせ.....2	一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ.....6
算定基礎届の提出漏れにご注意ください.....2	保健師による事業所巡回健康相談のご案内.....6
「標準報酬月額」の被保険者への通知をお願いします.....2	令和元年度～第2回新任社会保険事務担当者研修会のご案内～.....7
「健康保険被扶養者(異動)届」の添付書類が変更になっています.....3	インフォメーション8
届出に必要な添付書類の取扱い.....3	年金相談の日程等.....8
協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ4	
生活習慣病予防健診に関するお知らせ.....4	
整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方.....5	



今月の表紙

尾末神社大祭・だんじり祭り (門川町)

門川町3大祭りの一つで、今年は11月17日(日)に尾末神社と門川町尾末地区にて開催されます。

学問の神様「菅原道真公」を祀る尾末神社を中心に行われる豊漁と安全を祈願する祭りです。

だんじりは約200年の歴史があり、尾末地区内を一日掛けて練り歩きます。クライマックスは、男達が地区の誇りを掛けて重さ2トンのだんじりを20分間高々と差し上げ、その美しさと勇壮さを競う「差し比べ」。息を飲む迫力があります。

また、祭りを華やかに盛り上げる中道街道パレードや、豪華ゲストショーも必見です。

朝の宮入から夕の宮巡りまで、一日中楽しめる内容となっています。



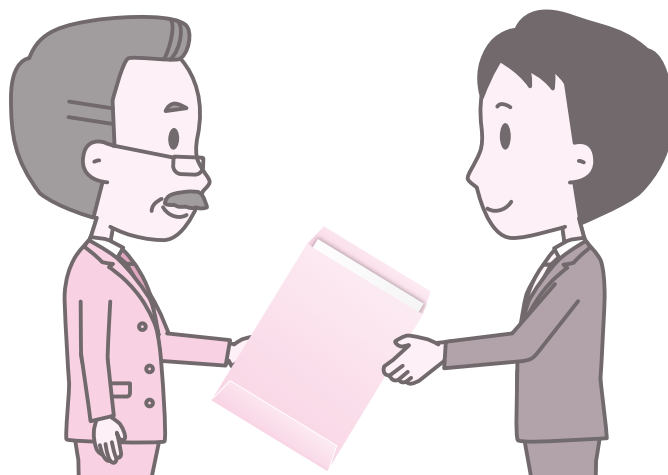
算定基礎届の提出漏れにご注意ください

7月10日までが提出期限となっていた「算定基礎届」の提出がまだお済みでない被保険者がいる場合は、管轄の事務センターまたは年金事務所へすみやかにご提出ください。なお、8月または9月の随時改定が予定されていたため、「算定基礎届」の提出を行っていなかった被保険者につきましても、随時改定の要件に該当しなかった場合は、改めて「算定基礎届」をご提出いただく必要があります。



「標準報酬月額」の被保険者への通知をお願いします

事業主の方は、「標準報酬月額」の決定の通知があった場合は、その内容をすみやかに被保険者に通知しなければなりません。「標準報酬月額」の決定通知は、資格取得時や定時決定時、随時改定時に日本年金機構から事業主の方あてに送付されます。「標準報酬月額」は毎月の保険料や将来の年金額計算の基礎となる重要なものですので、被保険者に必ず通知していただきますようお願いいたします。通知方法は任意ですが、文書での通知様式の例を日本年金機構ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。



○日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月必ず開封し保険料額を確認してください。

「健康保険被扶養者(異動)届」の 添付書類が変更になっています



平成30年10月1日から「健康保険被扶養者(異動)届」の取扱いが変更となり、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者として認定する際は、証明書類に基づき身分関係および生計維持関係を確認の上認定することになっています。

ただし、一定の要件を満たしている場合には、証明書類の添付を省略することが可能となっておりますので、「健康保険被保険者(異動)届」をお届けいただく際は、次の取扱いをご確認の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

届出に必要な添付書類の取扱い

平成30年10月1日以降の「健康保険被扶養者(異動)届」にかかる取扱いは次のとおりです。
なお、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番①・②を、別居しているときは項番①・②・③の取扱いを参照してください。

〈添付書類等一覧〉

項番	目的	添付書類	添付の省略ができる場合
①	続柄の確認	次のいずれか ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	次のア・イの両方に該当する場合 ア・被保険者と扶養認定を受ける方それぞれのマイナンバーが届書に記載されている イ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを事業主が確認し、備考欄の「続柄確認済み」の□に✓を付している (または「続柄確認済み」と記載している)
②	収入の確認	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを事業主が確認し、事業主確認欄の「確認」を○で囲んでいる ※3 イ・扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満
③	別居の確認	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・ 振込の場合 …預金通帳等の写し ・ 送金の場合 …現金書留の控え(写し)	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア・扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満 イ・扶養認定を受ける方が16歳以上の学生

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
・ 60歳以上の方
・ 障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

* 被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求められることがあります。

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

生活習慣病予防健診に関するお知らせ

令和2年度受診分より

協会けんぽへの申し込みが不要となります

現在、生活習慣病予防健診を受診するにあたっては、加入者・事業主様から協会けんぽに対して、生活習慣病予防健診申込書(以下「申込書」)を提出いただいておりますが、**加入者・事業主様の事務軽減のため**、令和2年4月1日受診分から、協会けんぽに提出する申込書を廃止することといたしました。

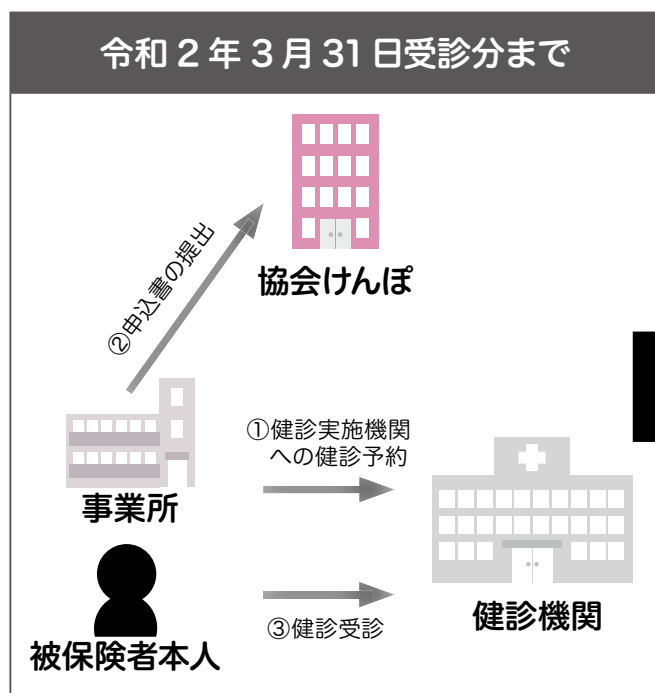
●申込書の廃止に伴う変更点

- 令和2年4月1日受診分より「申込書」の提出は不要となります。

令和2年4月1日受診分より、協会けんぽへの申込書の提出は不要となり、加入者・事業主様から**健診実施機関に対してのみ予約申込みを行うこととなります。**

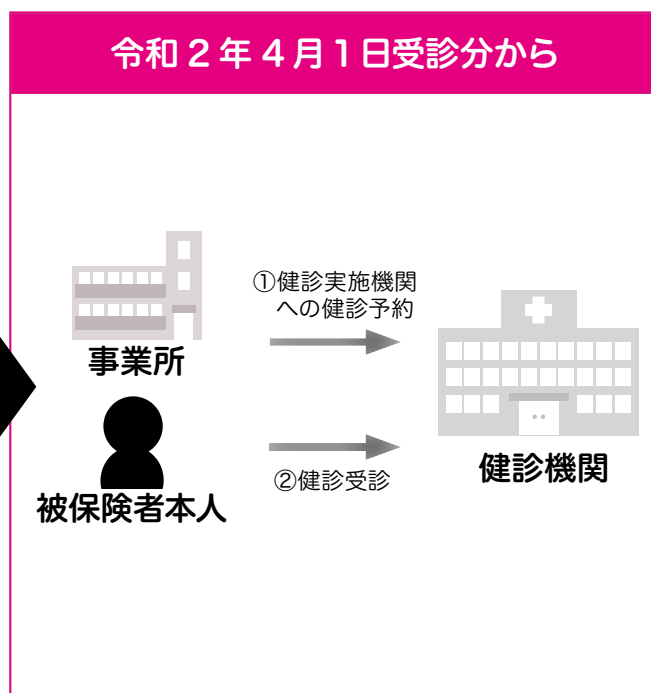
なお、令和2年3月31日受診分までは、現行どおり、申込書の提出が必要となります。

現 行



- 協会けんぽへ申込書の提出
 - 健診機関への予約申し込み
- } 両方必要

変更後



- 健診機関への予約申し込みのみ
- ※協会けんぽへの申込書の提出が不要

令和2年度の生活習慣病予防健診のご案内(以下「ご案内」)は、令和2年3月下旬を予定しております。健診実施機関への予約方法など、詳細はご案内をご確認ください。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方

単なる肩こりや、筋肉疲労で健康保険を使って、整骨院や接骨院で施術を受けていませんか？
整骨院・接骨院(柔道整復師)の施術を受ける場合、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

こんな時は健康保険が使えます！



- ・外傷性が明らかな打撲、捻挫、挫傷、骨折、脱臼
- ※骨折・脱臼の場合は応急処置を除いて医師の同意が必要です。

こんな時は健康保険は使えません！



- ・単なる肩こり、筋肉疲労
- ・慰安目的のマッサージ代替りの利用
- ・病气(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・過去の交通事故等による後遺症
- ・症状の改善が見られない長期の治療
- ・医師の同意のない骨折、脱臼の治療(応急処置を除く)
- ・仕事や通勤途上におきた負傷

整骨院や接骨院の施術費用は、原則として患者様が全額自己負担し、その後協会けんぽなどの保険者に申請して給付を受ける「療養費」の取り扱いとなりますが、例外的な取扱いとして、患者様が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者様に代わって残りの費用を請求する方法が認められています。このため多くの整骨院・接骨院の窓口では、病院にかかった時と同じように自己負担分(施術費用の2～3割)のみを支払うことにより施術を受けることができます。



整骨院・接骨院(柔道整復師)にかかる場合は次のことに注意しましょう！

1 負傷原因を正しく伝えましょう！

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が業務災害、通勤災害に該当する場合は、健康保険は使えません。

2 必ず領収書をもらいましょう！

療養費の支給を受ける場合は、領収書の交付が義務付けられています。必ず領収書をもらって保管しましょう。

3 療養費支給申請書は必ず自分で記名または捺印をしましょう！

療養費支給申請書は、患者様が柔道整復師に委任をし、患者様に代わって治療費を協会けんぽに請求し支払いを受けるために必要な書類です。白紙の用紙にサインしたり、印鑑を渡してしまうのは間違いにつながる恐れがありますので注意してください。



協会けんぽより施術内容についてお尋ねすることがあります

整骨院・接骨院の施術費用を療養費として適切に支給するため、施術をうけられた方へ施術内容を照会させていただくことがあります。照会が届きましたら、ご自身で回答書を記入し回答していただきますようお願いいたします。

＝ 保健師による事業所巡回健康相談のご案内 ＝

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、当協会の会員事業所様に保健師を派遣して巡回健康相談を実施しています。

※費用は当協会が全額負担しますので無料です。

(非会員事業所及び会費未納事業所は実費負担となります)

☆健康上にお悩みのある方など、お気軽にご相談ください。

- ◎ 職場で働くみなさまのご都合のよい時間で
- ◎ 健診結果表をもとにアドバイスします
- ◎ 年齢は問いません、どなたでも
- ◎ 個別に相談を実施しています
- ◎ 少人数でも大丈夫です
- ◎ 土曜日の健康相談も実施しています



※保健師巡回健康相談の申込み方法

1カ月前にお申込をお願いします。下記の申込用紙をご記入の上、FAXでお申込ください。また当協会のホームページでもお申込ができます。

お申込・お問い合わせは

(一財) 宮崎県社会保険協会

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

TEL(0985)23-0200 FAX(0985)23-9077

※ホームページからもお申込みができます ◇ <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

申込用紙

保健師による巡回健康相談の申込書

巡回健康相談 希望年月日・時間帯	第1希望日	令和 年 月 日 () 時 ~ 時頃まで
	第2希望日	令和 年 月 日 () 時 ~ 時頃まで
		(申込日) 令和 年 月 日
事業所名称	_____	
所在地	〒 _____	
電話番号	_____	
連絡責任者名	_____ 印	

令和元年度

～第2回新任社会保険事務担当者研修会のご案内～

採用・退職時における各種届け出等についての記載方法や、社会保険料の計算と納付方法及び健康保険の給付関係についての説明を、下記のとおり開催しますので是非ご参加下さい。

地区名	開催日	開催時間	会場名	定員
都城	令和元年12月4日(水)	14:00	都城市ウエルネス交流プラザ (1階茶霧茶霧ギャラリー)	60
延岡	令和元年12月5日(木)	14:00	延岡市社会教育センター (2階研修室5)	60
宮崎	令和元年12月11日(水)	10:00 14:00	JA AZMホール (別館202号室)	80 80
高鍋	令和元年12月13日(金)	14:00	高鍋町中央公民館 (1階作業室)	40

※午前の部…10:00～12:00(受付9:30) 午後の部…14:00～16:00(受付13:30)

募集定員

各会場とも定員になり次第締め切ります ※先着順

受講決定者の方には、申込日より1週間以内に参加証をFAXでお送りいたします。なお、参加証が一週間過ぎても届かない場合は、当協会までご連絡をお願いします。

対象者

社会保険事務新任者及び社会保険事務経験が2年未満の方
社会保険の基礎知識を確認されたい方

講師

日本年金機構 (各年金事務所職員)・全国健康保険協会宮崎支部職員

参加費

会員事業所は無料

非会員事業所及び協会費の未入金事業所は実費負担となります。(資料代2,000円)

申込方法

下記の申込書にご記入の上、FAX 又はホームページでお申込みください。

【FAX番号】(0985)23-9077

【ホームページアドレス】 <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

お申込先

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL (0985) 23-0200

申込用紙

新任社会保険事務担当者研修会 参加申込書

参加者希望地区 ご希望会場に○を付けてください	宮崎(午前)・宮崎(午後)・延岡(午後)・都城(午後)・高鍋(午後)		
事業所名		事業所整理番号	
参加者氏名			
FAX番号 (必ずご記入ください)		電話番号	

※申込書に記載された情報は、この説明会以外の目的には使用いたしません。

◆主催 / 一般財団法人 宮崎県社会保険協会

◆共催 / 日本年金機構(各年金事務所) 全国健康保険協会宮崎支部・宮崎県社会保険委員会連合会(各地区社会保険委員会)

11・12月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
11月・12月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
11月の休日受付	9日(土)	午前9:30～午後4:00
12月の休日受付	14日(土)	午前9:30～午後4:00

11・12月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理人の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆ご予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで飛び込みのご相談は承っておりません。)

会場	11月	12月
串間市役所 会議室	7日(木)	5日(木)
えびの市役所 会議室	14日(木)	12日(木)
西都市役所 市民課年金係	21日(木)	19日(木)
高千穂町役場 町民相談室	21日(木)	19日(木)
小林市役所 1階相談室	21日(木)	19日(木)
日南市役所 別館2階会議室	28日(木)	19日(木)
日向市 日向市中央公民館	28日(木)	26日(木)

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌火曜日は午後7時まで受付時間を延長しています。)
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は

予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

ゴ ヨ ヤ ク ヨ

〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌以降の開所日初日に18時まで予約相談を実施しています。



協会けんぽからのお願い

保険証が利用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)